

子安浜の共同井戸群 —2024～2025年現況調査報告—

本間光徳

【要旨】

横浜市神奈川区子安通一丁目および浦島町東部の浜方地域（通称・子安浜）は、都市化の進行に伴い住宅の建て替えが進められてきたが、現在も木造老朽住宅密集地であるとともに、漁師町としての景観を保持する数少ない区域である。本調査は、当該地域に点在する共同井戸の分布および現況を明らかにすることを目的とし、現存井戸に加え、使用実態、管理形態、井戸構造、位置関係、通路の形態等を調査対象としたものである。都市における歴史的インフラとしての井戸の現況を把握し、災害時の水資源としての活用可能性にも配慮しつつ、井戸と地域社会との関係性を記述するものである。

【キーワード】

共同井戸、子安浜、災害、ポンプ、横浜市

1 はじめに

本稿は、日本研究センター（以下、センター）発行の年報に掲載する研究報告の一つとして、現代日本の地域社会を対象とする実地調査の成果を記述するものである。

センターには多様な背景を持つ学生が在籍し、言語・文化・歴史等、幅広い日本研究を展開しているが、こうした教育・研究環境において、身近な地域を観察することにより現代史や文化の諸相に迫る視点は極めて有効であると考えられる。

筆者はこれまで、言語および文化学習の教材研究の一環として井戸に着目し、2021年には「井戸から考察する漢字『井戸』—オノマトペとしての『井』と願文石一」¹を発表した。そこでは、漢字や語彙の文化的背景を掘り下げるを通じて、日本語学習に資する素材として井戸を扱ったが、本稿はそれに続くものであり、より実証的かつ現代的な地域資料の記録と分析を目的とする。

2 研究目的と目標

井戸は、かつて地域生活における主要な水源であり、生活空間や通路構造と深く結びついた都市インフラの一部を形成していた。しかし、上下水道の整備・普及により、その機能は急速に縮小し、都市生活の中で意識される機会は少なくなっている。

一方で、災害時における生活用水の確保という観点から、近年では各自治体により井戸の再評価が進められている。阪神・淡路大震災（1995年）を契機として、横浜市では地域に残された井戸を災害時の生活用水源とするための運用制度が1996年に開始された²。

本稿が対象とする「子安浜」とは、現在の子安通一丁目のうち、一般国道15号（第一京浜。以下、国道）より海側（南東側）に位置する区域並びに浦島町東部の国道より海側を合わせた区域を指す。地域社会においては独立した地名としての用法が根強く、旧漁村集落に由来する歴史的背景と相まって、現在も独自の景観と生活文化を保持する区域である。地域範囲の詳細については、第4章「子安浜概要」を参照されたい。

この地域は、都市化の進行の中にあってなお、木造老朽住宅の密集する都市空間の中に複数の共同井戸が点在しており、その多くが現在も物理的に残存する。本調査は、都市部においてなお存続する共同井戸の位置および構造を記録するとともに、使用実態および管理状況を明らかにすることを目的とする。現代都市における井戸の意味づけや、地域住民による維持管理の実態を把握することは、今後の都市災害対応や歴史的景観の保持、さらには地域社会の自律的資源管理の在り方を考察する上でも有益であると考える。

なお、本稿は、現時点での調査結果に基づいて共同井戸の現況を報告するものであり、所有形態や法的位置づけについては詳細に立ち入らない。今後の課題として、共同井戸の管理権・利用権の所在や、井戸と地下水の法的性格に関する議論、即ち、いわゆる「公水論」の展開を考えられるが、本稿はその基礎資料を提供することを目的とし、筆者は公水論の立場を支持することをここに明記しておく。

3 先行研究

子安浜に関する既往の調査研究としては、相澤武雄ほかによる「都市型漁業集落の変容過程に関する研究」³や、石田卓朗「『実家』としての住宅計画—子安浜における木造住宅密集地の住環境改善」⁴等が挙げられる。しかしながら、井戸に焦点を当てた研究は、筆者の知る限り存在しない。

4 子安浜概要

本研究の調査対象地域である「子安浜」は、神奈川県横浜市の中心部から北東約3kmに位置し、横浜市神奈川区子安通一丁目地内および浦島町東部を含む区域である（地図1、拡大図中赤線囲み）。調査対象範囲は、国道より海側に広がる、地図1に示す拡大図において赤線で囲まれた、東西約800mにわたる区域である。

当該地域の地先は、1906（明治39）年から1909（明治43）年にかけて埋立造成され⁵、地図上で運河のように見える青色部分は⁶、本来は東京湾の一部である。ここに北西方向か

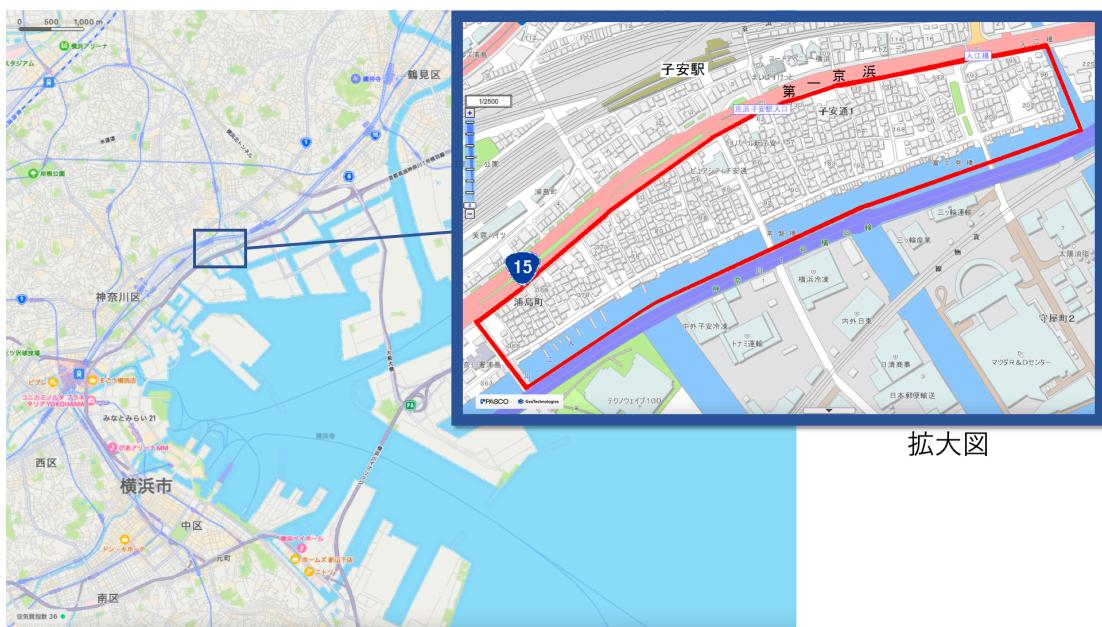
ら一級河川・入江川が流入している。

調査対象地域には、6つの自治会が存在する。即ち、浦島町内会、子安通1丁目西町内会、子安通1丁目東町内会、子安通1丁目西浜町内会、子安通1丁目仲浜町内会、子安通1丁目東浜町内会である。このうち、実際に調査を行った範囲は、浦島町内会の東部、および西浜・仲浜・東浜の各町内会の全域に及ぶ。

「子安浜」という名称は通称であり、行政上の正式地名として使用された記録は確認されていない。現在の国道の位置は、1881（明治14）年に内務省が発行した地図における東海道とほぼ一致しており、当該地域の南岸を東西に走る浜通りは、当時砂浜であったことが確認される。

本地域は、江戸時代に形成された漁師小屋を起源とする漁師町であり、現在も幕府公認の網元の家系が存続して沿岸漁業を営んでいる。

一方で、海岸線は護岸工事により海面に対してほぼ垂直に切り立ち、「浜」と呼ぶべき景観は既に失われている。海拔は、国道の歩道部分が約4m～7m、浜通りは1.4m～3.7mの範囲であり、地域は北西から南東へと傾斜している。



地図 1

Google Maps並びに横浜市行政地図情報提供システムをもとに筆者作成

<https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

5 本稿における定義と記述の方針

本稿における「使用中」の井戸とは、実際に使用が確認されたもの、聞き取り調査により使用中と判断し得るもの、または筆者が実際に揚水を試みて可能であったものを指す。

それ以外で井戸自体が現存するものは「休止中」とし、かつて井戸が存在した場所については、痕跡の有無にかかわらず「埋井地」として扱う。

本稿で用いる井戸の名称は、当該地域で現在用いられている呼称・表示、またはその名称で通じると判断される通称を、他の井戸と区別するための便宜的な名称として採用する。井戸の名称は、通称が長い時間をかけて定着するが多く、設置当初から正式名称を有する例は少ない。

また、本稿は、現存井戸と埋井地を同列に扱うため、記述の煩雑さを避けるべく助数詞は使用しない。例えば、「井戸1口、埋井地1箇所」の場合は、「井戸1、埋井地1」と記す。

当該地域には、地図に掲載されない建築物間の隙間、即ち実質的な通路、路地が私有地等⁸の内部に多数存在する。本稿では、こうした空間を実態に即して「通路」と呼称する。現地と地図、あるいは行政図面との間には相違があり⁹、行政図面に基づく論述は現実に則しないため、本稿では用いない。なお、市道については、付録に地図3「認定路線図」を付すとともに文末注でその番号を示す。

6 子安浜井戸群の特徴



地図2

横浜市行政地図情報提供システムをもとに筆者作成

<https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

子安浜井戸群は、その立地、形状、現存数のいずれにおいても、当該地域における沿岸

漁業の歴史的背景を反映している。本稿は地域社会史や漁業史には立ち入らないが、漁業従事者が帰漁後に身体や漁具を洗い、また魚介類を煮炊きする際に井戸水が使用されてきたという事情から、井戸の多くは住民による共用を前提とし、利用の便宜に応じて通路上等に設置されてきた点に立地上の特徴が見られる。また、大きな洗い場・流し場（以下、洗い場）が付設されている点も、共通する構造的特徴として注目される。

このような井戸が、最大幅約100m・長さ約800mの木造住宅密集地域に複数存在し、現存数¹⁰は16、その分布図が地図2「井戸等分布図」である。分布図中の囲み番号は以下の各章・節の番号及び写真番号に対応する。

子安浜井戸群の西端は、浦島町374地内、浜通りに面した通路の出入り口に所在する埋井地である。井筒上部の一部が残存しており、かつて井戸が狭い通路の中央に位置していたことが確認できる。東端は、子安通1丁目196番地内、入江橋より約30m下流の右岸に、2025年3月まで存在した井戸である。この両端（約650mの範囲）の間において、現存する井戸および埋井地を合わせると19となる。

以下の各章では、当該地域を自治会単位で区分し、個々の井戸について、その構造的特徴および位置関係を記述する。

7 浦島町内会地内

7-1 埋井地

本埋井地は、調査対象地域内の最西端に位置し、浜通り¹¹に面する2軒の住宅の中間、幅約60cmの通路上に所在する。

井戸（跡）中心部には、いわゆる「息抜き」¹²が付いた強化プラスチック製の蓋が設置され、その外周部には元の井筒上部の一部と見られる炻器片が残存する。かつて本井戸（跡）が共同井戸であったことは、自治会長および住民へ聞き取りにより確認された。



7-2 災害用井戸（花の井） 休止中

本井戸は、国道を起点に浜通りに至る傾斜の強い市道¹³の中間地点から、住宅間の隙間の通路を西南西へ約15m入った地点の比較的広い空間に所在する。

井戸の所在する空間は市道から視認することが困難で、井戸の所在を示す「災害用井戸」と大書されたブリキ製案内板が4箇所に設置されている（地図2参照）。所在空間は階段状の傾斜地で、井戸には4方向から近接し得るが、いずれの通路も狭く、段差もあり、徒歩以外による近接は困難である。

井戸には、慶和製作所製の32口径の井戸用手動ポンプ（以下、普及型ポンプ¹⁴）が設置

7-1 (2025.5.12筆者撮影)

されているが、調査期間中、ポンプは故障状態にあり、揚水は確認し得なかった。しかし、井戸内部に水の存在が確認された。

井筒はコンクリート製で、蓋もコンクリート製4分割である。本井戸の洗い場は、地面から一段高く作られており、井戸の立ち上がり部分（井筒の地上部分）の半径が洗い場に含まれる構造となっている。洗い場は井筒の南東側に付設され、海側への自然傾斜を活かした排水設計となっている。

井戸周囲には花卉が多く、適宜除草が行われているが、盥やバケツ類が放置され、そこに雨水の滞留が確認された。

立ち上がり高さ（15cm以上）、密封状態、衛生状況のいずれにおいても、横浜市の「災害応急用井戸」指定の構造基準¹⁵を満たす井戸であるが、「横浜市 災害用井戸 協力の家」プレート並びに「災害用井戸の注意事項」表示（以下、注意事項表示）、ともに掲示されておらず、市が公開する「災害応急用井戸所在地一覧」（以下、市一覧）にも掲載されていない¹⁶。浦島町内会において自主的に「災害用」としている井戸である。



7-2 (2024.5.21.筆者撮影)

7-3 災害用の井戸（木札の井） 使用中

本井戸は、前節の市道とその東約30mをほぼ並行する市道¹⁷の中間点、住宅の軒先に位置する。両市道からも、浜通りからも、住宅間の隙間の通路を使用せずには近接不能である。

川本製作所製の川本式32口径普及型ポンプが設置された井戸の上には「災害用の井戸 管理 浦島町内会」と浮き彫りされた木札が置かれており、名称と管理者が明示されている。また、「注意 この井戸の水は沸かしても飲めません 浦島町内会」と記された注意書きが、ポンプ本体に針金で取り付けられている。



7-3 (2024.5.20.筆者撮影)

井筒は炻器製¹⁸、木製の蓋の上には前述の木札のほか、桶・塩・酒が供えられている。洗い場は井筒の半分以上を囲い込む形状で、コンクリートブロック積みの内部に海側へ傾斜をつけた形であるが、洗い場表面のモルタルの破損箇所からタイルが露出しており、過去に井戸全体が縮小、改修されたと推定される。

井戸周囲は清潔に保たれ、管理状況も良好である。柄を一漕ぎするだけで水が勢いよく吐出され、水に異臭は認められなかった。洗い場に置かれた水回り用品や濡れ具合からも、本井戸が日常的に使用されていることがうかがえた。

前節の災害用井戸（花の井）と同様に、立ち上がり高さ、密封、衛生状況、いずれにおいても横浜市の「災害応急用井戸」指定の構造基準を満たす。しかしながら、市が発行する

プレートおよび注意事項表示は無く、市一覧に掲載も無い。浦島町内会において自主的に「災害用」として指定し、丁寧に管理されている井戸である。

8 子安通1丁目西浜町内会地内

8-1 そなえの井戸 休止中

本井戸は、前章3節で言及した市道の更に東約31mから48mを並行する、北部で屈折した市道¹⁹沿いに立地する住宅の裏、勝手口付近に所在する。南側が現在空き地となっているが、井戸に近接するには、徒歩により住宅間の通路を使用する以外はない。

井戸には製造元不明の40口径普及型ポンプが設置されており、井戸天部の約4分の1が金属製で、その上にポンプが据え付けられ、残りの4分の3が木製2分割の蓋となっている。

ポンプの柄には、平成3年に横浜市災害対策室が発行した旧型のプレートが針金で取り付けられている。柄と本体、ロッド棒が針金で固定されており、揚水不能であったが、井戸内部に水の存在が確認された。

隣接する現管理者によれば、当該井戸は既に50年以上使用していないものの、かつては帰漁後の身体や漁具の洗浄、さらには漁獲物であるシャコの煮処理にも使用していたという。

井戸の上には鏡餅・塩・米・酒等が常時供えられており、災害への備えという意味も込めて、本稿では「そなえの井戸」と仮称する。立ち上がり高さ、密封状態、衛生状況のいずれにおいても横浜市の「災害応急用井戸」指定の構造基準を満たすが、市一覧に掲載されていない。



8-1 (2024.5.20.筆者撮影)

8-2 西浜の大井戸 休止中

本井戸は、前節で言及した市道北部の屈折部、国道から約30mの比較的広い空間に所在する、子安浜において最大の規模を有する井戸である。

井筒の外径約1m50cm、洗い場の面積も子安浜で最大で、井筒が完全に洗い場の内部にある構造である。現在はポンプが撤去され、台座や固定穴も無い木製蓋が綱で強固に固定されており、調査時点では井戸内部の観察には至らなかった。自治会の証言によれば、この状態は10年以上にわたり変化がないという。

井筒は外観上コンクリート製と見られ、洗い場は自然傾斜と



8-2 (2024.5.20.筆者撮影)

同じ南向き傾斜で、南端からL字型排水管で下水に排水される構造である。

筆者が確認した1990年代に撮影されたものと見られる写真には、破損した普及型ポンプが設置された様子が写っており、普及型ポンプの揚水能力から、当該井戸も他同様、浅井戸と推定される。

立ち上がり高さ、密封状態、衛生状況、いずれにおいても横浜市「災害応急用井戸」指定の構造基準を満たすが、市発行のプレートおよび注意事項表示は無く、市一覧にも掲載されていない。

当該井戸の所在地は国道から近く、舗装された市道²⁰が通じている。周囲の建造物の状況から、自動車の通行は困難であるが、自転車、リヤカー、自動二輪車による近接は可能であり、災害時における活用の可能性も考え得る。

8-3 観音の井戸 使用中

本井戸は、西浜町内会内、北北西から南南東へ走る2本の市道²¹の間、浜通りの北約30mの地点を浜通りに並行する通路（「漁協の裏の道」）の南側に、小祠²²に隣接して所在する。実地はその通路より更に狭い、幅約1mの通路とのT字路のような場所で、そこに一層幅の狭い通路が合流する変形十字路となっており、認定路線図（付録参照）では十字路となっている。

井戸には川本第一製作所製の32口径普及型ポンプが設置されており、井筒の地上部分は外見上コンクリート製と見られ、内部については現管理者の妻が「甕のようなもの」と表現しており、炻器製である可能性が高い。洗い場は、井筒を取り込み、北北東から南南東への傾斜を持ち、自然傾斜と一致している。

現管理者の妻によれば、その祖父が井戸浚いをした際、井底から「指の爪ほどの金色の観音像」を発見し祀ったことが祠の始まりと語り継がれている²³。元の祠は昭和期の戦災により消失し、現在の祠は2008（平成20）年に再建されたものである。このとき木製の観音像が新造され、発見された金属製観音像はその体内仏として納められた。また「漁師の網にかかって引き上げられた」と伝えられる陶器製の白衣観音像も併せて祀られている。

祠の側面には、横浜市が発行するプレート、注意事項表示、ならびに管理者姓が貼付され、管理者宅にも市発行のプレートが掲示されている。井戸周囲は極めて清潔に保たれ、毎月27日には現管理者によって祠に縁日幕が張られる。

本井戸は散水や植栽への水やり等に日常的に使用されており、柄を一漕ぎするだけで水が勢いよく吐出された。横浜市が指定する災害応急用井戸である。

尚、本井戸と次節「災害時非常時用井戸」は、横浜市「平面図」(1/500)に記載されている。



8-3 (2024.5.20.筆者撮影)

8-4 災害時非常用井戸 使用中

本井戸は、前節にて言及した小祠の東北東約25mの地点の通路上、東側入り口²⁴付近に所在し、小祠から目視可能である。当該井戸のために、同通路は最小道幅約70cmと狭まり、国道から浜通りに至る通路²⁵に接している。

井戸には、慶和製作所製の32口径普及型ポンプが設置されており、井筒は外見上コンクリート製と見られ、蓋はコンクリート製、または樹脂製モルタル加工と見られ、完全密封されている。洗い場は、井筒の東北東に付設、排水されている。

洗い場の東側、T字路の入り口に、掲示板のような看板が設置され、「災害時非常用井戸」と墨書きされている。この看板には、市発行の「横浜市 災害用井戸 協力の家」プレート並びに注意事項表示が掲示され、「火の用心」のステッカーも併せて貼付されている。また、当該T字路北隅に所在する管理者宅の側壁にも市発行のプレートが掲示されている。

井戸周囲は清潔に保たれており、柄を一漕ぎするだけで水が吐出され、水に異臭は認められなかった。また、洗い場の濡れ状況からも、本井戸が日常的に使用されていることが確認された。洗い場の排水溝には、タバコの吸い殻が複数回確認されたが、井戸の立ち上がり高さ、密封状態から判断して、吸い殻が井筒内に侵入する可能性は無い。看板に貼付された「火の用心」ステッカーからも、防火に対する意識の高さがうかがえる。

本井戸は、前節の「観音の井戸」とともに、横浜市「平面図」(1/500)に記載されている井戸である。



8-4 (2024.5.20.筆者撮影)

8-5 宇平次様の井戸 休止中

本井戸は、「ウエスサマの井戸」と通称される。地図上では直線状の市道²⁶の西側に位置するように見えるが、実際には市道がクランク状に屈折しており、北側から見ると井戸が市道の通行を塞ぐように見受けられる。

井戸には、川本第一製作所製の35口径普及型ポンプが設置されており、井筒は炻器製で、後年モルタルで補強したものと考えられる。透明アクリル板製の蓋が特徴的で、その一端が開閉可能な構造を持つ。洗い場は、井筒の南側に付設し、南東南への自然傾斜を利用した排水構造である。



8-5 (2024.5.21.筆者撮影)

ポンプは、ピストンのロッド棒端に付く木玉（あるいはプラ玉）部分が欠落しており、揚水は不可能である。初回観察時には、当該地区自治会長とともに、井戸内部にシダ系植物の繁茂を認めたが、再訪時には植物が撤去され清掃された

状態であった。このことから、当該井戸が現在も一定の管理下にあると判断される。

立ち上がり高さ、密封状態、衛生状況はいずれも良好であり、清掃後の観察において内部に水の存在が確認された。しかし、横浜市発行のプレートや注意事項表示の掲示はなく、市一覧に掲載もない。

8-6 権工門様の井戸 使用中

本井戸は、網元・第十六代目権工門の加山氏宅に隣接した井戸である。位置は、国道の常盤橋入り口交差点と常盤橋のほぼ中間点の西側にあたり、国道から常盤橋へ向かう市道27から約9mの地点²⁸に立地する。利用接近性・視認性ともに高い場所である。

井戸には、慶和製作所製の32口径普及型ポンプが設置されている。井筒は炻器製で、表面には塗装が施され、適宜メンテナンスが行われている。井筒を囲み込んだ形状の洗い場は、立地条件から狭く、実質1平方メートル以下で、短く南南東へ傾斜、排水されている。



8-6 (2024.5.21.筆者撮影)

井戸付近の側壁には旧型の横浜市発行のプレートが掲示されている。

普及型ポンプは度重なる故障により2023年以降使用されていないが²⁹、以前より併用されていた電動ポンプによって現在も揚水が行われており、筆者もその使用状況を確認した。水に異臭は認められなかった。

現在も漁具の洗浄等に日常的に業務使用されており、井戸自体に問題は無い。ただし、災害時の公共的使用を想定する場合には、手動揚水の復旧が望ましい。市一覧にも掲載されている横浜市指定の災害応急用井戸である。

9 子安通1丁目仲浜町内会地内

9-1 サロン向かいの井戸 休止中

本井戸は、浜通りから国道の京浜子安駅入り口交差点へ抜ける市道³⁰の東側に面した土地の中央に所在する。井筒は炻器製で、合板材で蓋がされている。合板中央付近に穿たれた穴の配置から、かつては普及型ポンプが設置されていたと推定される。子安浜の他の共同井戸に見られるような洗い場も無く、これらは撤去されたものと推測される。当該地区自治会長によれば、本井戸はかつて海水の影響を受けて以降使用されなくなり、廃棄されたとのことである。



9-1 (2024.5.21.筆者撮影)

現在ポンプが撤去されている点に加え、洗い場、排水設備も無く、共同井戸としては事実上「廃止」あるいは「廃棄」された状態にある。井底に水面反射が認められたが、地下水によるものか、雨水の滞留によるものか判別できなかった。

9-2 浦島太郎足洗い井戸 使用中

本井戸は、前節で述べた市道のほぼ中間地点から緩く東へカーブを描いて伸びる生活道路である市道³¹の中間地点より若干東寄りの、市道の南側に所在する。所在地点は、南南東へ向かう市道浦島69号³²の起点に当たる場所で、北北西からの通路も接続する変形十字路である。また、69号は起点からコンクリート舗装された階段状となっているため、現地では十字路としての景観が判然としない。

実際、井戸は生活道路の下方二段目、つまり69号上に位置する。井戸の東側は住宅のブロック塀に接し、西側は集合住宅の側壁、北側も生活道路を挟んで住宅のフェンスである。

井筒は炻器製で、2分割の鉄板を1枚に溶接した蓋の上に、東邦製作所製の32口径普及型ポンプ「TB」号が設置されている。洗い場は階段状の通路の三段目に設置されており、側壁は花崗岩の石柱を加工したものである。洗い場内はモルタルで傾斜が設けられ、最下部の切り込みから四段目に排水され、そこから排水溝に流れ込む構造となっている。通路は南南東へ傾斜しており、自然傾斜を利用した合理的な構造設計である。

井戸周囲の風通し、日当たりも非常に良く、極めて清潔感のある井戸である。柄を一漕ぎでするだけで勢いよく水が吐出され、異臭は感じられなかつた。

横浜市が発行するプレートおよび注意事項表示はいずれも掲示されておらず、市一覧に掲載もないが、立ち上がり高さ、密封状態、衛生状況、いずれにおいても横浜市の「災害応急用井戸」指定の構造基準を満たす井戸である。

本井戸周辺には共同住宅が多く、また、井戸の所在地点は、周辺家屋の私的空間から物理的にも空間的にも隔離した独立性の高い空間である。災害時における活用が大いに期待される井戸である。



9-2 南側から (2024.5.21.筆者撮影)



9-2 北側から (2024.5.21.筆者撮影)

10 子安通1丁目東浜町内会地内

10-1 井川湯の井戸 使用中

本井戸は、前章2節の「浦島太郎足洗い井戸」から生活道路³³を東へ約53m進んだ地点、市道³⁴の北側に位置する。井川湯³⁵の建屋と井戸の間には通路が存在し、井戸はこの通路を挟んで井川湯の東側に所在する。

井筒は炻器製で、2つが上下に重ねられた特異な構造を持つ。その上には鉄製二分割開閉式の蓋が据えられ、東邦製作所製の直進式ポンプ「月星」号が設置されている。蓋の可動側中央部には、横浜市発行のプレートが直接貼付されている。

洗い場は井筒の東側に付設され、東方向に長く、ハンドホール蓋の形状に合わせて側壁が成形されるなど、周囲のインフラ整備に伴う複数回の改修の痕跡が認められた。

柄を一漕ぎするだけで水が吐出され、異臭も確認されなかった。市一覧にも掲載される横浜市指定災害応急用井戸である。



10-1 (2024.5.21.筆者撮影)

10-2 石組みの井戸 使用中

本井戸は、前節の「井川湯の井戸」から東へ約63mの地点に所在、市道³⁶の北側の個人宅の敷地内に位置し、現在は屋敷井戸となっている。

子安浜に所在する井戸の多くが炻器製またはコンクリート製の井筒を持つ中で³⁷、当該井戸は地上・地下ともに加工された自然石による石組み構造を採っている。井戸には共同井戸特有の洗い場が付設されており、井筒はその北西隅に位置する。家主および自治会長からは、当該井戸が数十年前までは共同井戸として使用されていた旨の証言が得られた。

手動ポンプは設置されていないが、井筒の西側に日立製電動ポンプが接続され、井戸側（ここでは井筒の地上部分の壁）には蛇口が設置されている。庭の散水等に日常的に使用されている様子が確認され、水に異臭等は感じられなかった。

井戸天部には、それを上回る大きさのトタン板製の蓋がかけられている。横浜市発行のプレート、注意事項表示とともに無いが、立ち上がり高さ、密封状態、衛生状況、いずれにおいても横浜市の「災害応急用井戸」指定の構造基準を満たす井戸である。



10-2 (2024.6.7.筆者撮影)

10-3 電柱の井戸 休止中

本井戸は、前節の「石組みの井戸」の北約30mの地点の市道³⁸上に所在する。この市道に対し、国道から南方向へ伸びる市道³⁹が合流して変形十字路を成し、以降は浦島62号となるが、井戸は変形十字路の西側中央付近に位置している。

井筒はコンクリート製で、井筒の東に洗い場が付設されている。住宅区画や道路の形状と、洗い場の側壁に見られる直線との間には明確な角度の差異が認められ、このことは当該井戸が稼働していた時代と現在の都市環境に、時代的変化があったことを示唆している。

木製の蓋の上には、蛇口付きの1997年日立製浅井戸用電動ポンプが設置されており、井筒に隣接する電柱から直接配電されていた痕跡が確認された。しかし現在は、井筒・蓋・モーターのいずれもが著しく破損しており、破損箇所から内部が容易に観察可能である。水面反射は確認されるものの、水量はごくわずかと見受けられた。今後劣化が進行すれば、破損片が井戸内に落下する可能性もある。

十字路の北東および南東、即ち市道浦島58号と62号の東側区画は、築年数の浅い戸建家屋やマンションに占められており、道幅も拡幅されている。一方で、十字路から西側への自動車交通は当該井戸によって妨げられており、井戸の現状も既に廃棄状態と見なされる。近い将来、当該井戸が消失する可能性も高いと考えられる。



10-3 (2024.5.21.筆者撮影)

10-4 埋井地

前節の「電柱の井戸」がある変形十字路から南へ約30m、2節の「石組みの井戸」の東約20mの位置に変形T字路⁴⁰がある。この変形T字路の北東隅にかつて共同井戸が存在した旨の証言が、当該地区自治会長から得られた。

現地を精査したが、井戸の痕跡は確認されなかった。



10-4 (2025.5.12.筆者撮影)

10-5 東浜の大井戸 使用中→休止中

本井戸は、国道から富士見橋方向へ約25mの地点を起点とする市道⁴¹と、その中間地点から南南東へ伸びる市道⁴²が形成するT字路北東隅に位置する。外径約1m20cmのコンクリート製の井筒を持ち、井筒の地下部分は炻器製と推定される。井戸の立ち上がりの下部のモルタルの剥離状態から推測し、井筒の補強と同時に洗い場を改修したものと推測される。洗い場は井筒北東側に付設され、入江川方向へ傾斜が設けられている。

清水鉄工⁴³製直進式ポンプ「サンタイガー」号が設置されており、蓋は軽量な樹脂製で

ある。蓋の上にはペットボトルで呼び水が常備⁴⁴されていた。自治会長宅を含む4~5軒の住民が、植栽の水やり等に日常的に使用していたことが確認されており、水に異臭は認められなかった。

立ち上がり高さ、密封状態、衛生状況、いずれにおいても横浜市の「災害応急用井戸」指定の構造基準を満たすが、市発行のプレート、注意事項表示はいずれも掲示されておらず、市一覧にも掲載されていない。

2025年5月にポンプの故障が確認され、6月30日現在も修復されていない。利用者の住民によれば、次節10-6および10-7の駐車場化に伴い、当該井戸の埋井が検討されたが、現在は洗い場の縮小による存続の方向で調整が進められている。

10-6 埋井地

前節「東浜の大井戸」からさらに東方向へ市道を進むと、その終点で国道から伸びる市道浦島74号に突き当たり、地図上ではT字路を成している。しかし実地の74号は地図と異なり、現地駐車場と一体化しており、駐車場の西側に通路が存在する。

その駐車場の西面には、洗い場の一部がアスファルト面に残存しており、2024年5月時点では埋井後の「息抜き」パイプが地上約90cm突き出していた。2025年5月にはパイプが地表面で切断され、地中部分が残存している。

パイプの位置と残存コンクリートおよび舗装部分の形状から判断し、洗い場は南南東方向の自然傾斜に沿った通路上⁴⁵に存在したと推定される。

10-7 埋井地（川沿いの井戸）

本埋井地は、前節の埋井地の東約28mの地点である。

井戸は、2024年5月時点において、国道の入江橋付近にある消防器具置き場⁴⁶のフェンスづたいに木造住宅密集地に進入し、現在は消失した通路の奥まった位置に井戸が設置されていた。当時の通路はクランク状に屈折が連続しており、当該井戸は、その通路に沿って設けられた細長い洗い場とともに、入江川方向へ排水する構造を探っていた。

井筒はコンクリート製で、ステンレス・スチール板の蓋が載



10-5 (2024.6.7.筆者撮影)



10-6 (2024.6.19.筆者撮影)



10-7 (2024.6.7.筆者撮影)

せられ、その上に日立製電動ポンプが設置されていた。内部の地下部分は炻器製と見受けられ、水面反射も確認された。

立ち上がり高さ、密封状態、衛生状況のいずれも、横浜市の「災害応急用井戸」指定の構造基準を満たしており、通路の形状に合致したL字形の家屋の側壁には、市が発行するプレートが掲示されていたが、当該家屋はすでに空き家であった。

2025年5月、当該地の更地化および井戸の撤去・埋め戻しを確認した。工事責任者によれば、埋井は3月20日に実施されたとのことである⁴⁷。



10-7 埋井後 (2025.6.9.筆者撮影)

10-8 かくれ井 休止中

本井戸は、前節の埋井地から南東へ約56m、住宅密集区域内に位置し、浜通りからは約13mで、家屋間の隙間を通し井筒の一部が視認可能である。区画西側の再開発による通路の一部消失により、2025年6月現在国道方面からの近接は不能である。

井筒は炻器製で、口部はトタン板により覆われ、木ねじで固定されている。洗い場は自然傾斜を活かして南南東向きに付設されている。

現在、2世帯が実質的に管理を行なっているが、既に20年ほど使用されていないとの証言を実質管理者から得た。本井戸に名称が無い旨の証言も得て、外部からの視線を避けるような立地の本井戸を、本稿では「かくれ井」と仮称する。

立ち上がり高さ、密封状態、衛生状況、いずれにおいても横浜市の「災害応急用井戸」指定の構造基準を満たす井戸であるが、市発行のプレート、注意事項表示とともに無く、井戸水の状況も未確認である。

なお、当該井戸所在地の土地所有者は自治会である。



10-8 (2024.6.7.筆者撮影)

10-9 屋敷井戸 休止中

本井戸は、当該自治会の地域内に所在する個人宅の屋敷井戸である。井筒は炻器製で、現在は使用されていない。

10-10 屋敷井戸

本井戸は、当該自治会の地域内に所在する個人宅の屋敷井戸である。

11 おわりに

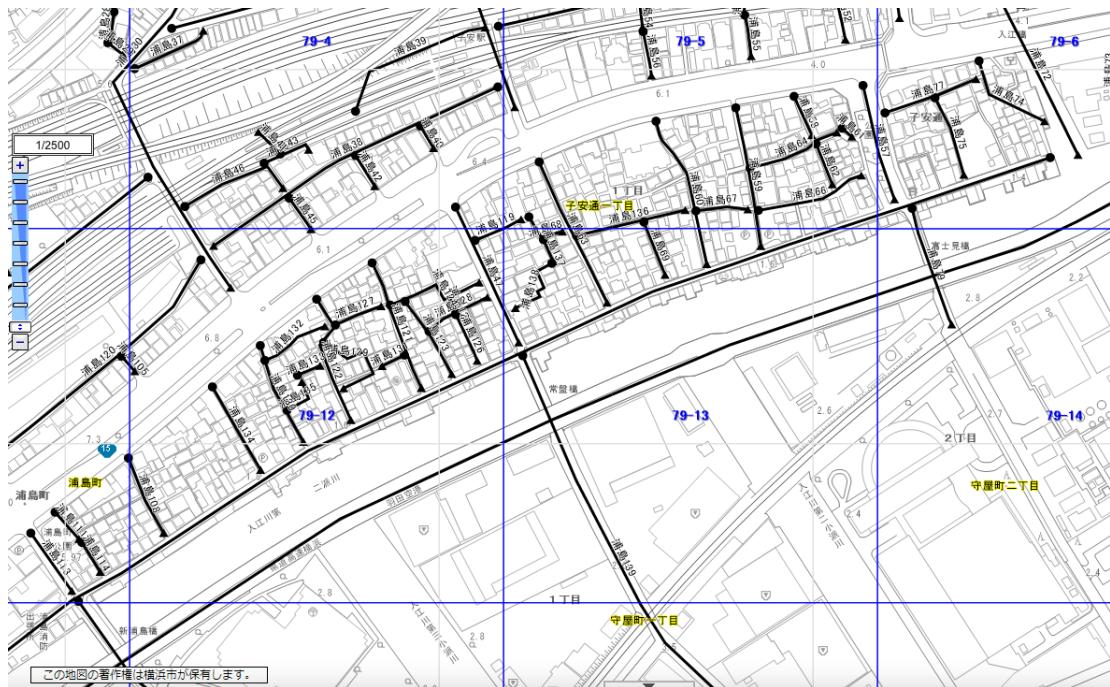
2024年5月の本調査開始以来、故障無く稼働が確認された普及型ポンプ付き共同井戸は4、直進式ポンプ付き共同井戸1、普及型ポンプが故障中ながら電動ポンプにより稼働している共同井戸が1、さらに電動ポンプにより稼働している井戸が1である。後二者のうち、前者は現在も業務使用されており、後者の現状は個人宅において散水用として使用されていることから、実質的に「使用中」と位置付けられる共同井戸は6である。

これら使用中の井戸に共通の特徴としては、いずれも日常的に使用されている点、即ち使用頻度の高さが挙げられる。災害時の活用を視野に入れるならば、ポンプ機能の維持のためにも、平常時からの継続的な使用が望ましい。加えて、本調査中には、井戸水がタバコの火の始末に利用されている事例も確認された。吸い殻の処理という課題は残るもの、防火の観点から見れば、こうした使用例も有効なものと評価されよう。

本稿執筆中の2025年6月には関東でも真夏日が連続し、日本列島が亜熱帯化しつつあるとの報道も見られる。井戸水の打ち水への活用に加え、地域の親水施設としての更なる活用も、井戸の有効な維持手段となるであろう。

付記 本研究は浦島町内会、子安通1丁目西浜町内会、子安通1丁目仲浜町内会、子安通1丁目東浜町内会、横浜市役所、各井戸の管理者、関係者並びに地域住民各位のご協力により実施されたものである。

付録



地図3 認定路線図

横浜市行政地図情報提供システムより

<https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

注

- 1 本間光徳（2021）「井戸から考察する漢字『井戸』—オノマトペとしての『井』と願文石—」
https://www.iucjapan.org/pdf/nenpou2021_Homma.pdf (2025.5.12閲覧)
- 2 1996（平成8）年5月30日制定、同年6月30日施行の「災害時における安全で衛生的な生活用水の確保に関する要綱」に基づき、震災等の災害時に地域住民が利用できる水源として「災害応急用井戸」の指定制度を設け、地域に残された井戸の整備・登録・維持支援を進めてきた。
- 3 相澤武雄（2003）ほか「都市型漁業集落の変容過程に関する研究：横浜市子安浜調査その1（建築計画）」
<https://www.ajj.or.jp/paper/detail.html?productId=15185> (2025.5.12閲覧)
- 4 石田卓朗（2014）「『実家』としての住宅計画—子安浜における木造住宅密集地の住環境改善」
<https://www.jia-kanto.org/shushiten/2014/data/03/all.pdf> (2025.5.12閲覧)

- 5 現在の守屋町1丁目～4丁目。子安浜の南（地図下部）、西（左）が1丁目、東（右）が2丁目。
- 6 地図1拡大図の青色部分海岸沿いは正式には入江川第二派川である。
- 7 市道浦島78
- 8 自治会所有地を含む。
- 9 例えば、市道浦島129は7軒の家屋と1軒の家屋跡地を貫通しており、実地の通路は市道とされていない。
- 10 屋敷井戸2を含む。
- 11 市道浦島78
- 12 習俗により、カミの為の通路を確保するもの。
- 13 市道浦島134
- 14 最も一般的な共柄型の井戸ポンプ。「共柄ポンプ」は株式会社川本製作所製川本式ポンプの名称で、「ガチャポンプ」は東邦工業株式会社の登録商標である。
- 15 横浜市「災害時等の衛生対策に関する情報」
<<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/saigai.html#2BCF8>> (2025.7.7閲覧)
- 16 令和6年6月24日現在
- 17 市道浦島130
- 18 本稿に登場する炻器製井筒は、いずれも上部に帯状の幾何学模様が施されており、陶質や意匠から常滑焼である可能性が高い。
- 19 市道浦島122
- 20 市道浦島122
- 21 市道浦島121・122
- 22 井戸觀音
- 23 当該女性はこの話を祖父から直接聞いたのではなく、父親や親戚から伝え聞いたものである。
- 24 市道浦島131の起点にあたる。
- 25 市道浦島121
- 26 市道浦島123
- 27 市道浦島47
- 28 市道浦島125北側
- 29 2025年5月に依然故障中である旨確認。
- 30 市道浦島63
- 31 市道浦島146
- 32 市道浦島69

- 33 市道浦島136
- 34 市道浦島67
- 35 2024年5月24日閉店
- 36 市道浦島66
- 37 本章10節の屋敷井戸は未確認。
- 38 市道浦島64
- 39 市道浦島58
- 40 市道浦島62終点
- 41 市道浦島77
- 42 市道浦島75
- 43 有限会社清水鉄工（愛知県西尾市）2020年5月15日倒産
- 44 自治会長が設置。
- 45 通路は2025年6月現在約30m残存し、その先は再開発工事により消失している。
- 46 横浜市金川消防団第一分団第1班器具置場
- 47 2025年5月大東建託横浜支店工事課より電話回答

参考文献

浦島町まちづくり協議会（2009）『神奈川区浦島町 防災まちづくり計画』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/minnade/areaplan/sort/urashima.files/0018_20221209.pdf> (2025.7.7閲覧)

国土交通省『大都市圏の漁村地区』

<<https://www.mlit.go.jp/common/000029945.pdf>> (2025.7.7閲覧)

横浜市『歴史が世代をつなぐまち子安通1丁目』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/default202108171.files/0112_20220225.pdf> (2025.7.7閲覧)